

2025 年度 西が岡小学校 放課後キッズクラブ 参加要項

西が岡小学校放課後キッズクラブ (西が岡小学校内)
住所：〒245-0006 横浜市泉区西が岡 3-12-11
T E L : 045-814-1565 (FAX 兼用)
メールアドレス：nishigaoka_kids@yokohamaymca.org

運営法人 公益財団法人横浜 YMCA
<https://www.yokohamaymca.org/>
管轄 YMCA 山手台センター
〒245-0004 横浜市泉区領家 2-11-1
T E L : 045-813-1022

☆この参加要項は、いつでも取り出せる場所に保管してください。

《目 次》

1	放課後キッズクラブとは	2
2	運営法人 公益財団法人横浜 YMCA について	2
3	放課後キッズクラブの開所日について	3,4
4	放課後キッズクラブの利用区分について	5
5	わくわく【区分1】の利用について	6,7
6	すくすく【区分2A・B】の利用について	8,9
7	すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について	10,11,12
8	保険への加入について	13,14,15,16
9	利用申込みについて	17
10	利用の決定について	18
11	新1年生の利用開始について	18
12	利用区分の変更について	19
13	「みまもりキッズ」について	20
14	広報誌『キッズニュース』	21
15	活動について	22,23
16	利用当日の流れについて	24,25,26
17	警報発表時等の対応について	27,28
18	夏休み期間中の利用について	29,30
19	重要な事故が起きた時の対応	31
20	ご意見・ご要望について	32
21	お問い合わせ先	32
(参考資料)		
・	スポーツ安全保険に関するQ&A	17
・	令和7年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について	33,34
(様式等)		
・	放課後キッズクラブ利用申込書 、 利用申込書記入例	別紙
・	放課後キッズクラブ利用区分変更申込書 、 変更申込書記載例	
・	就労(予定)証明書 、 就労(予定)証明書記入例	
・	自営業従事者等申告書	キッズへ
・	病気・障害等申告書	お問合せ
・	求職活動申告書	ください
・	利用にあたってのお願い兼減免適用外申出書	

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①**全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること**、②**留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。**

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

西が岡小学校放課後キッズクラブは、泉区が選定した法人（公益財団法人 横浜YMCA）が運営を行っています。放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

2 運営法人 公益財団法人横浜YMCA について

YMCA (Young Men's Christian Association) は、1844年にイギリスのロンドンで誕生した国際青少年団体です。現在、世界120以上の国と地域に広がるYMCAの活動は、人々の精神・知性・身体の調和と発達を願い、愛と奉仕の生き方を分かち合うことを目的としています。横浜YMCAは1884年の創立以来、神奈川の各地域における青少年活動、社会教育活動、ボランティア活動などを展開し、今年には創立140周年を迎えます。教育・福祉領域での様々な事業活動の中で、現在は神奈川県内において保育園14ヶ所、学童保育施設10ヶ所、放課後キッズクラブ4ヶ所の運営を行っています。

3 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P.4 参照）。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時 ※詳しくはP24,25,26 参照)	夏休み期間中の猛暑時 ※詳しくはP26,27 参照)	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

(1) 地震発生時の利用

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応

(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	学校の対応に準じます。

(2) Jアラートを通じた緊急情報

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区子ども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

4 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。			
	—	留守家庭児童等※であること		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を 除く学校 休業日	10時～11時半、または 13時～14時半 ※プログラムのある日はプログラムの時間帯のみ可	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	各キッズクラブで定められている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。（詳しくはP25,26を参照）			
利用料	無料 ※スポット利用は800円/回+おやつ代（P7参照）	月額 2,000円+おやつ代（7,8月のみ 2,500円+おやつ代） ※延長料（午後7時まで）は400円/回	月額 5,000円+おやつ代（7,8月のみ 5,500円+おやつ代）	
		減免あり（詳しくはP10,11,12を参照）		
保険加入料	年額 800円必須（詳しくはP13を参照）			
定員	なし	あり		
利用申込に必要な書類	利用申込書	・利用申込書 ・留守家庭児童等であることの証明書		
	※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。			

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

5 わくわく【区分1】の利用について

(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	10時～11時半、13時～14時半 ※プログラムのある日はプログラムの時間帯のみ利用は可

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

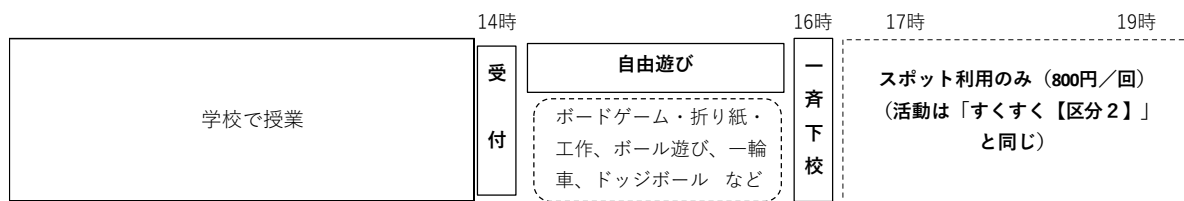
※プログラムのみに参加する場合は、スポット料金は発生いたしません。(熱中症警戒アラート発令時は除く)

※午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前からのみの利用となり、午後は利用できません。

※行政からの達しにより、利用出来る時間帯が変わる可能性もあります。その都度お知らせいたします。

(2) 一日の活動スケジュール (標準例)

<平日 (学校のある日) >

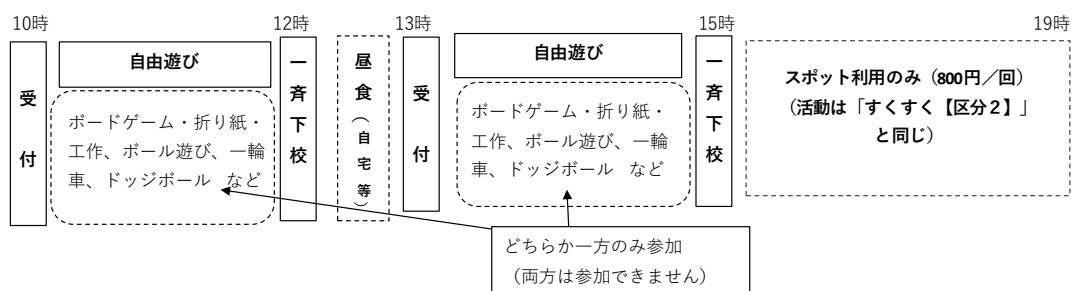


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日 (土曜日除く) >

<学校休業日 (土曜日除く) >



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のおさんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します (両方は参加できません)。

★わくわく区分のおさんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP.13を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻（4月～9月午後5時、10月～3月午後4時30分まで）は、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

スポット利用の利用料金+おやつ代(800円+100円)は当日現金でお支払いをお願いいたします。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

尚、プログラムのお代金は当日までに現金でのお支払いをお願いしております。

※スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P27,28参照）や地震発生時やJアラート発令時（P3,4参照）夏休みにおいて猛暑が予想される時（P29,30参照）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

6 すくすく【区分2A・B】の利用について

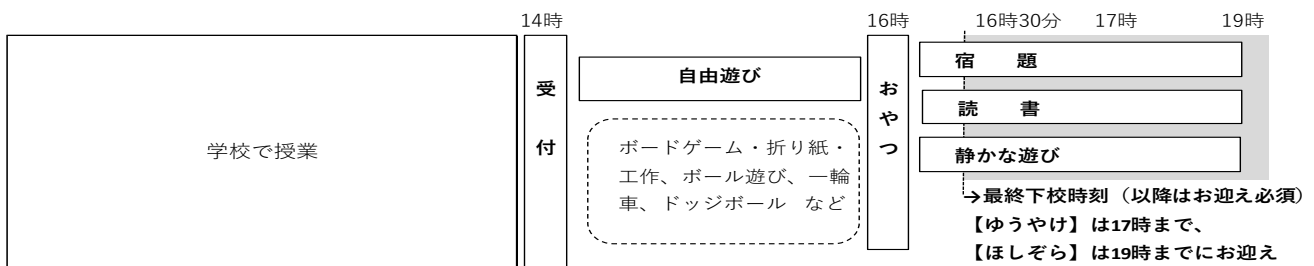
(1) 利用時間

	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】※	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】は延長料 (400 円/回) を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール (標準例)

<平日 (学校がある日)>



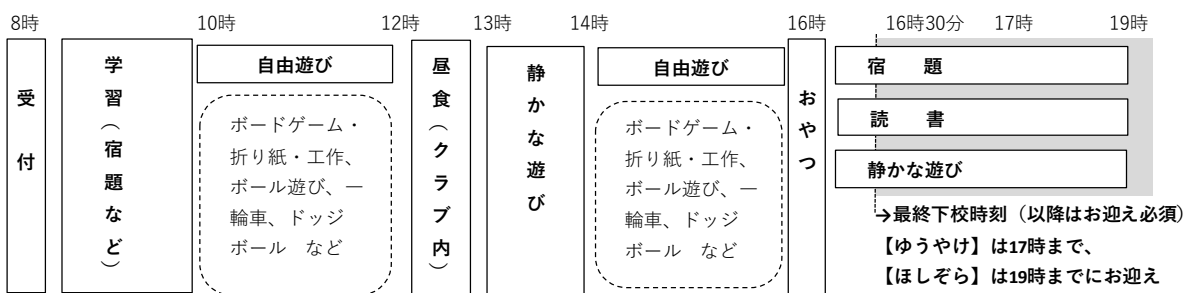
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食ったり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻 (季節によって異なる) を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分B】
利用料金（月額）	2,000 円 (7、8月のみ2,500円)	5,000 円 (7、8月のみ5,500円)
延長料金（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	1回あたり100円	

※利用料金とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP.13を参照）

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

プログラムのお代金は参加後、次月に引き落としとなります。

※利用料金はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくはP.10,11,12参照）。

(4) 利用料支払方法について

すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

利用料金の支払は前月の登録区分とおやつ利用の実績に基づき口座引き落としでおこないます。口座登録に関しては区分2登録の際に別紙をお渡しいたしますのでそちらをご確認ください。

引き落とし日：毎月27日 ※日曜日、祝日の場合前後することがございます。

区分2A（ゆうやけ）：2,000円（7、8月のみ2,500円）＋おやつ代実費（1回100円）

※延長料金（400円/回）に関しては次月に引き落としとなります。

区分2B（ほしぞら）：5,000円（7、8月のみ5,500円）＋おやつ代実費（1回100円）

7 すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

(1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当の方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

(2) 減免金額

減免額の上限は月額 2,500 円です。

(例) 月額利用料（※）が 2,000 円の場合は、減免後の利用料金は月額 0 円

月額利用料（※）が 5,000 円の場合は、減免後の利用料金は月額 2,500 円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

(3) 減免制度利用にあたっての留意点

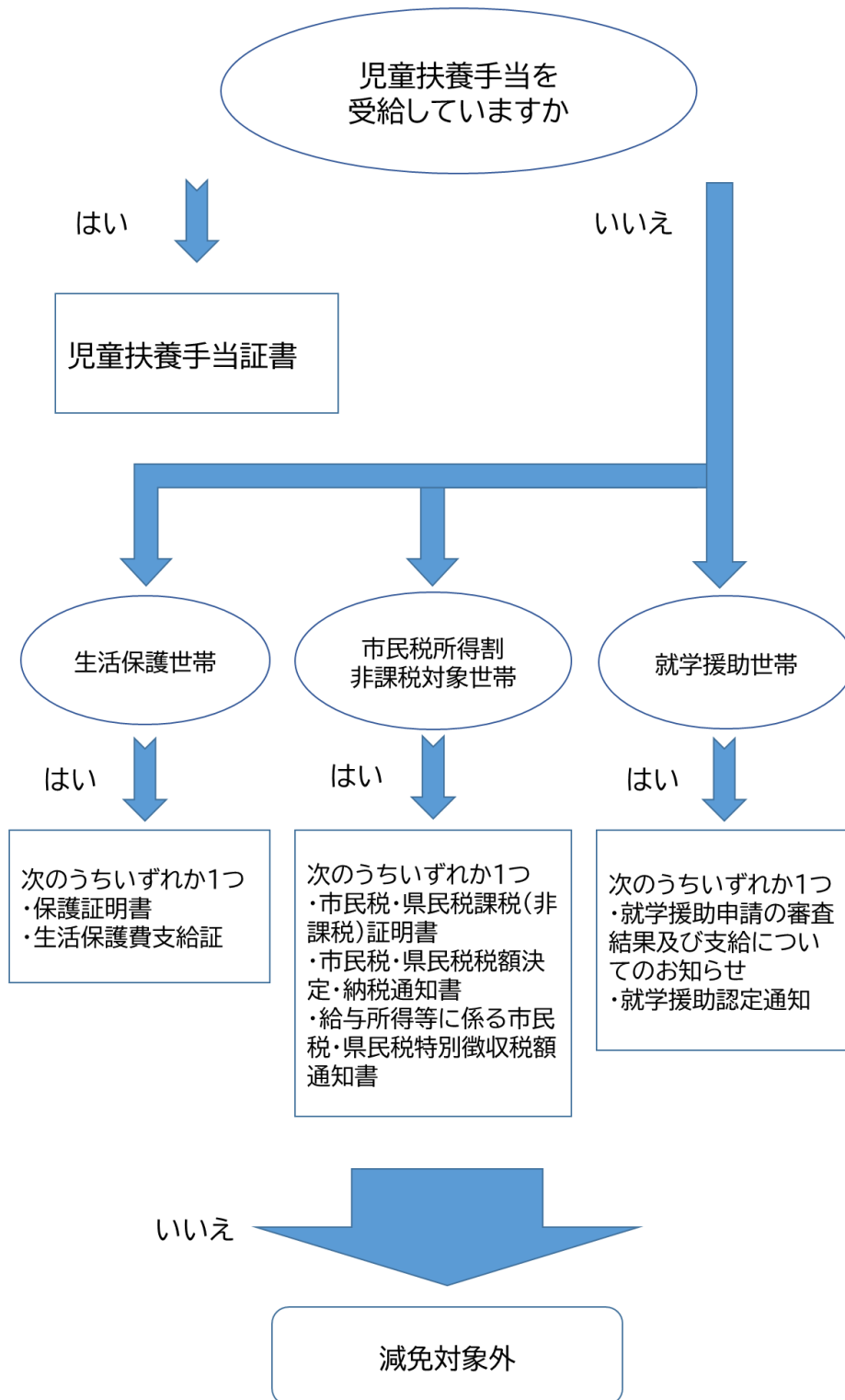
- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

(4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの 申込時又は 減免の適用を受 けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の 担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税・森林環境 税課税（非課税）証明書 【原本】		区役所税務課で取得することができます（1件につき 300円がかかります）。※2
市民税・県民税・森林環境 税税額決定・納税通知書 【写し】		区役所で納入している場合は、区役所から送付されま す。※2
給与所得等に係る市民税・ 県民税特別徴収税額通知書 【写し】		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえま す。※2
就学援助申請の審査結果及 び支給についてのお知らせ 【写し】	学校から受理 次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の 対象となる事由が発生した月をお申し出ください。 （当該月から減免の適用となります。） ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校 より送付されます。4月以降に支払われた利用料につ いては、遡って減免が適用されます。（減免相当額は 後日返金※3） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
就学援助費支給について のお知らせ【写し】		
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、
放課後キッズクラブへお問合せください。

※3 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から
書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。
就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金(お子さん1人につき年額800円)を負担していただきます。

※振込手数料自己負担

この保険は西が岡小学校放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人 公益財団法人横浜YMCAが加入するものです。

放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「スポーツ安全保険に関するQ&A(P.16)」も、あわせてご一読ください。

【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中(自宅への一時帰宅も可)に発生した事故等による事故を補償する制度です。

① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償

(「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です)

② 児童が他人にケガをさせる、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります(事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません)。

③ 突然死(急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡)に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

(1) スポーツ安全保険の掛金

お子さん1人につき年額800円 ※振込手数料自己負担

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害保険	通院(1日目から30日限度)	1,500円/日
	入院(1日目から180日限度)	4,000円/日
	死亡	2,000万円
	後遺障害	80万円~3,000万円
賠償責任	対人・対物賠償合算 (ただし、対人賠償)	支払限度額 1事故 5億円
		支払限度額 1名 1億円
	突然死葬祭費用	支払限度額 180万円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

(4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のＡＴＭにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払ください。

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ＡＴＭにおいて、電信振替*ができます。

*相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5) その他

- ・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・市内で転校し、転校前にスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただいている場合で、転校先のキッズクラブの保険もスポーツ安全保険の場合は、新たにスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただく必要はありません。ただし、転校先のキッズクラブまたは運営法人にご連絡をお願いします。転入先のキッズクラブまたは運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
- ・事故発生日から３か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

★スポーツ安全保険料金のお振り込みと
放課後キッズクラブの利用申し込み方法について★

《利用申し込みの手順》

(1) 放課後キッズクラブから配付される、専用の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMでスポーツ安全保険料金をお振り込みください(振込手数料自己負担)。スポーツ安全保険料金は、利用児童1人につき年額800円(兄弟姉妹の2人が放課後キッズクラブを利用する場合は1,600円)がかかりますので、払込取扱票は1人1枚ご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。

★振込手数料は自己負担となります。

お子様の小学校名、お名前を記入ください。

ご自宅の住所をご記入ください。

保護者の方のお名前をご記入ください。

(2) 窓

受領証)のコピーをとり、コピーを「放課後キッズクラブ利用申込書」に貼付します。

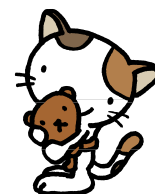
★原本は必ずご家庭で保管してください。

お子様の
お名前を
ご記入下
さい

(3) 「利用申込書」に必要事項を記入して、
放課後キッズクラブに提出してください。

★スポーツ安全保険料金をお振り込みいただいた後では
利用申し込み手続きは完了しませんのでご注意ください。

スポーツ安全保険に関するQ&A



Q1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q2	2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？
A2	1人あたり年額800円ですので、この場合2人で1,600円となります。
Q3	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A3	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q4	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A4	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q5	今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのですか？
A5	転入先が横浜市内の小学校で、利用するキッズクラブがスポーツ安全保険に加入していれば、引き続き継続可能です。転入先クラブ/運営法人にご連絡をお願いします。 転入先のクラブ/運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
Q6	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金の800円は返還してもらえますか？
A6	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。
Q7	保険金支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？
A7	本市が定めている仕様で保険金支払の対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激で偶然な外来の事故」による傷害です。 したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけいしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。
Q8	子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。 治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？
A8	はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。
Q9	事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？
A9	キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。 後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月 20 日までに必要書類を提出してください。

	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1 から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・利用申込書 ・保険料(800円)※振込手数料自己負担	令和7年 3月5日	令和7年 2月28日
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料(800円)※振込手数料自己負担 ・留守家庭児童等を証明する書類	令和7年 3月5日	令和7年 2月28日

※わくわく【区分1】の新1年生はスポット利用の場合を除き給食開始日からの利用開始となります（詳しくはP.18参照）。

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書（キッズクラブまで）
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書（キッズクラブまで）
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（キッズクラブまで）（※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書（キッズクラブまで） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（キッズクラブまで）（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書* ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人 公益財団法人横浜YMCA から事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は <u>4月給食開始日</u> からとなります。ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すすく【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月30日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。（どの区分も保護者、又は代理引き取り人のお迎えが必要になります。兄弟児のお迎えは18歳以上のみ）
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月末日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.17 参照）の提出が必要になります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.17 参照）の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すくすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

13 「みまもりキッズ」について

キッズクラブの利用予約及び入退室は入退室管理システム「みまもりキッズ」を用いて行います。利用申込書の提出とあわせて必ずご登録いただきますようお願いいたします。

URL もしくは QR コードからご登録ください。

<https://sv2.mkids.jp/>



2024 年度に登録済で 3 月 5 日までに利用申込書を提出いただいたお子さんはキッズクラブにて継続処理を行います。利用申込書が未提出の方は 4 月 1 日時点で登録状態が「休止」となり、ご提出いただき次第キッズクラブが利用再開手続きを行います。新中学 1 年生（2024 年度 6 年生）のデータは 4 月 1 日の時点で削除となります（過去の利用履歴データは残ります）。

※登録メール送信後にメールソフトから自動でブラウザの登録画面に戻らない場合は手動でブラウザを選択してください。

ios 端末で QR コードを読み取る際はバーコードリーダーではなくカメラアプリから QR コードの読み込みを行ってください。

Android 端末で QR コード読み取りが上手くいかない際はブラウザに URL を入力してください。

※利用予約の注意点

①毎月全日ご予約（利用の有無）の入力をしてください。毎月 20 日前後から翌月分の予約を開始いたします。

②予約の変更は当日 11：00（土曜は前日又は祝前日の 17:00、学校休業日は 8：00）までをお願いいたします。

時間後の変更はメールもしくは電話にてお願いいたします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

③事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。代理引取に登録のない方には引き渡し出来かねます。

利用申込書に記載の上、システムにご登録ください。

なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

④区分 1 の利用予約の際はキッズニュースを必ずご確認ください。

⑤登録児童一人につき 1 枚 QR コード入りのカードを発行いたします。このカードを用いて入退室の管理を行いますので、キッズクラブを利用する際は必ずお持ちください。

初めて利用する際にお渡しいたします。パスケース等のご準備をお願いいたします。

QR コード入りのカードを紛失・欠損の場合、再発行（再発行料 100 円）いたします。

※区分変更に関して

システム側の利用区分は保護者様で操作しないでください。変更届の提出を確認してキッズクラブ側で変更いたします。

ご不明な点などございましたら、キッズクラブまでご連絡ください。

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、

「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。

これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

15 活動について

(1) プログラム

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。

【実施しているプログラムの紹介】

不定期：七郎先生の身体を動かそう！、大カレンダー作り、季節の工作 他

おでかけ：カロム大会、インターナショナルチャリティーラン 他

みまもりキッズに記載の URL 等から、プログラムの実施日の確認や申込をすることができます。

詳しい内容は、今後キッズニュース（P12）等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合がありますため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。

(2) おやつについて

すくすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。おやつは、キッズクラブで用意し、保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、申込後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

(3) 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

令和6年度に、放課後キッズクラブでの長期休業期間中の昼食提供が夏休みにモデル実施されました。令和7年度の実施については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和6年度の昼食提供（モデル実施）の概要

期間：夏休み（お盆休み等は事業者によって提供しない場合有）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2 A・B】登録で希望する方

16 利用当日の流れについて

(1) 入退室

- ①各学級での帰りの会が終わったら、学校昇降口を出て、校庭を経由し、西が岡小キッズクラブの入り口（青扉）からキッズクラブに行きます。キッズクラブは2階緑階段奥の教室です。
※学校休業日等については、キッズクラブ電子錠のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、玄関の出入り口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ②下駄箱で上履きを脱いで、キッズルームでは、入退室カード（みまもりキッズ）をバーコードリーダーにかざして、口頭で帰宅時間を確認して受付します。
- ③ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。
- ④活動終了後は帰り支度をし、入退室カードをバーコードリーダーにかざして退室します。
- ⑤スタッフの指示に従って帰宅、もしくはお迎えの保護者を待ちます。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

<キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- ・入退室カード
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）

※利用区分2の方はおやつ利用の際、水筒をご持参ください。

- ・上履き（キッズ専用の上履きを使用します）

<キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物>

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象】

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

<キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

*学校に持ってきてはいけないもの（携帯電話・タブレット・携帯ゲーム機・トレーディングカード・マンガ等）の持ち込みはご遠慮ください。活動に必要なものがある場合は事前にご連絡します。

*キッズクラブで使用する物は全て名前を書いてください。

万一、紛失されても責任を負いかねます。

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。
なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

(ア) 一斉下校について

- ・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています（下表参照）。利用予約の際にお迎え「なし」を選択してください。
- ・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、利用予約で「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- ・すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。

次ページ表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

<表>一斉下校時刻と最終下校時刻

	最終下校時刻
4月～9月	午後5時00分
10月～3月	午後4時30分

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定者名と時間をみまもりキッズに入力してください。お迎えに来た際は、キッズクラブ電子錠のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、玄関の入口より入校し、キッズルームまでお越しください。

- ・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用予約で「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。
- ・お子さんを車で送迎することは原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

(4) 利用にあたっての保護者の方へのお願い

- ・お子さんの安全確認の観点から、利用予約をされた日の利用が原則です。
- ・利用予約がなくお子さんがキッズクラブに来られた場合は保護者の方に利用確認の連絡を行います。連絡が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には延長料として400円/回がかかります。
- ・利用予約忘れや急な予定変更はスタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡もしくはメール、FAXなどでご連絡ください。
学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応【浸水対象】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p><u>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><u>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u></p>
学校がない日		<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><u>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</u></p>

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「災害発生情報」、「避難勧告・指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL： <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について

※原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

18 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

「熱中症警戒アラート等発表時等の利用について」は令和6年度時点の運用を記載しています。令和7年度からの運用が変更になる場合は別途お知らせします。




猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表わくわく【区分1】に利用制限等あり
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">発表は1日1回、前日の午後2時気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](#)」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症警戒

アラートは、午後2時頃に配信されます

(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

19 重要な事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所子ども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡が付き次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

20 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、西が岡小学放課後キッズクラブまたは運営法人 公益財団法人横浜 YMCA までご相談ください。

21 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

西が岡小学校放課後キッズクラブ TEL・FAX：045-814-1565

運営法人 公益財団法人横浜 YMCA

YMCA 山手台センター TEL：045-813-1022 FAX：045-813-8521

横浜市泉区 こども家庭支援課 TEL：045-800-2444 FAX：045-800-2513

苦情相談窓口 連絡先

横浜 YMCA 安全対策本部 (担当 山添) TEL:045-662-3721 FAX:045-651-016

令和7年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

チェック欄

利用申込書（全利用区分、必須）		
保険料（全利用区分、必須）		
すくすく【区分2A・B】に登録する場合		
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労（予定）証明書	
勤務予定者		
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 +	
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類	
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さんに食物アレルギーがある場合		
学校生活管理指導表（写）		
減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。		
就学援助世帯	児童扶養手当証書（写）	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ(写) ※7月下旬以降に提出	
	就学援助費支給についてのお知らせ（写） ※7月下旬以降に提出	
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出	
生活保護世帯	保護証明書【原本】	
	生活保護費支給証（写）	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書(写)	
	<small>給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）</small>	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。
必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込書（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 ＋
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 ＋ 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

共通	児童扶養手当証書（写）
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（写し）※7月下旬以降に提出
	就学援助費支給についてのお知らせ（写し） ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書（写）
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）

メモ



みつかる。つながる。よくなっていく。